

温泉保養センター休館のお知らせ



日ごろ、温泉保養センターをご利用いただきありがとうございます。
10月7日(月)～11日(金)の5日間、設備点検などを実施するため、休館とさせていただきます。
しばらくの間、利用者の皆さんにご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いします。



必ずチェック 最低賃金!!

北海道内で事業を営む使用者およびその事業場で働く全ての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。令和6年10月1日より改定されます。

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署

■問合せ 経済振興室振興係（☎ 33-5008 役場2階 窓口13番）

殺そ剤の空中散布の実施

森林に食害を及ぼす野ネズミの駆除を目的として、ヘリコプターによる殺そ剤の空中散布を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

○散布実施日 10月下旬～11月上旬

○散布区域 訓子府町町有林および民有林一円

○殺そ剤の種類 「ホクサンリン化亜鉛10」で、農薬取締法による登録を受けている農薬

○散布面積および散布量

・面積 649 ha

・散布量 1 ha当たり 0.8 kg。全体で 526 kg

○事業実施者 訓子府町、新生紀森林組合

○問合せ

・農林商工課林務係

・新生紀森林組合（☎ 52-3536）

キツネを寄せ付けない環境づくりに努めましょう

町内で、「キツネを住宅地で見掛けた」との情報が役場に寄せられています。

キツネは、住宅周辺を荒らしたり、エキノコックス症の原因となる寄生虫を保有している可能性があるため、キツネを寄せ付けない環境づくりに努めましょう。

キツネによる被害があった場合は、下記までご相談ください。

キツネを寄せ付けない対策の例

- ・キツネへの餌やりは絶対にしない
- ・餌となる残飯や生ごみ、犬や猫の餌を放置しない
- ・大きな音を立てて追い払う



■問合せ 農林商工課林務係（☎ 47-2116 役場2階 窓口13番）

フッ素で虫歯を予防

町では1歳から未就学児を対象に「フッ素塗布受診券」を毎年4月に配布しています。受診券で一部料金助成が受けられますので、ぜひご活用ください。

対象者で受診券がお手元にならない場合は、ご連絡ください。

詳細は右記QRからご確認ください。



■問合せ 子ども未来課子ども支援係（☎ 47-2367 認定こども園内）

交通規制のお知らせ（町道南9線・西17号線）

山林川（排水路）整備に伴い交通規制を行います。

交通規制箇所の詳細は広報8月号または右記QRからご確認ください。



交通規制区間	南9線（西17号線～西18号線間）…全面通行止め 西17号線（南8線～南10号線間）…一部迂回
交通規制期間	10月1日～令和7年2月28日まで ※工事が早期に完了した場合は、交通規制を解除します。
工事名	山林川地区農業水利施設保全合理化事業 事業主体 北海道オホーツク総合振興局

■問合せ 建設耕地課耕地改良係（☎ 47-2117 役場1階 窓口4番）

秋の火災予防運動 10月15日(火)～31日(木)

全道一斉に「秋の火災予防運動」が行われます。

これからの季節は暖房器具の使用が増え、空気が乾燥することにより、火災が発生しやすくなります。

この機会にもう一度、皆さんの身の回りに潜む火災の原因を考え、火災予防に取り組みましょう。

■暖房器具による火災に気を付けましょう

北見地区消防組合管内で昨年は、暖房器具が原因の火災が4件発生しています。町民の皆さんは火の元に注意して、火災のない安全安心なまちづくりにご協力ください

○暖房器具からの出火を防ぐポイント

- ・暖房器具の周りに物を置かない。洗濯物、防寒着を干す際には、ストーブの上部は絶対に避け、正面でも十分な距離をとる
- ・ポータブル石油ストーブに給油する際には必ず消火を確認してから給油し、給油後は燃料タンクのキャップをしっかりと閉める

■「いのちを守る3つの習慣・4つの対策」

○3つの習慣

- ・寝たばこは絶対にやめましょう
- ・ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう

○4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐため、防炎品を使用しましょう
- ・火災による被害を防ぐために、住宅用消火器などを設置しましょう
- ・高齢者や身体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう



■問合せ 消防署訓子府支署（☎ 47-2419）